

平成26年 9月 1日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之



占用許可申請に対する意見書
(野洲市・守山市 野洲川ふれあい広場)

平成26年7月22日付け国近整琵琶調第3号にて意見照会の
のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申い
たします。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川ふれあい広場
場 所	守山市小島町字橋本地先から野洲市野洲字坂田地先まで (左岸 6.8k+50m~8.4k+50m 付近)
主 な 施 設	せせらぎ広場、ホテル広場、イベント広場、自由広場、多目的 的広場、健康広場
申 請 者	野洲市・守山市
占 用 面 積	57,461.66㎡

記

1. 委員会としての判断・要望

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場(せせらぎ水路)、ホタル広場(ホタル水路)、イベント広場、自由広場がある。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

なお、要望事項については引き続き真摯に対応をいただきたい。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

- ① 身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ② 施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ③ 「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。また、野洲川の生態系にふれあえる形態についても今後検討されたい。
- ④ 「ホタル広場」におけるホタルの生育管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦ 園路の舗装について、景観や自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧ 施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨ 高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

2. 検討の経緯

平成26年 7月22日
平成26年 7月22日

意見照会書の受理
第42回委員会

- ・施設の現地調査
- ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
- ・委員による占用許可施設の審議
- ・委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

平成21年10月23日付け意見書

以上